平成２２年（フ）第４９１号
栃木県鹿沼市みなみ町８番地182　栃の実寮204
債務者　水野　憲彦
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時20分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０１号
栃木県鹿沼市上野町13番地８　ガーデニアウワノ203号室、前住所栃木県鹿沼市幸町２丁目８番４号
債務者　鈴木　一幸
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０２号
栃木県小山市大字喜沢662番地47
債務者　池田麻衣花
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０３号
栃木県鹿沼市幸町２丁目３番２号　パークタウン幸201号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市石井町3414番地108　菊三ハイツ１号棟
債務者　小嶋　千鶴（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０７号
栃木県真岡市長田627番地３　メゾン長田102号
債務者　高橋　教夫
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０９号
栃木県宇都宮市野沢町474番地17　増渕アパート201
債務者　田村　利幸
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１２号
栃木県那須塩原市木綿畑586番地
債務者　大田原昌子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１３号
栃木県宇都宮市鶴田町97番地33
債務者　落合　広典
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６５４号
横浜市都筑区仲町台１―33―19―403、住民票上の住所横浜市都筑区早渕１丁目２番６―101号
債務者　菅原　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後４時30分
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８４号
川崎市川崎区本町２丁目10番地17　シティマンション川崎902
債務者　山見　篤史
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
川崎市高津区久末496番地　県営住宅８―206
債務者　中村美代子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
川崎市川崎区池上新町２丁目19番７号
債務者　花井真利子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
川崎市高津区新作４丁目21番１号　第２河津ハイツ101
債務者　土屋　　守
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
川崎市川崎区渡田３丁目５番３号　メゾンドルミエール101
債務者　城間　清一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目15番３号　コーポ天神101
債務者　土井みゆき
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係